

関西広域連合規約の変更について

1 変更の理由

関西広域連合が処理する事務のうち、奈良県に係るものについては、一部の事務に限定して処理していましたが、今後の事務の取組の実効性を高め、関西全体における事業効果の一層の向上を図るため、全ての事務を処理することとします。併せて、関係法律の改正に伴う外客来訪促進計画に関する事務の規定整備を行うこととし、関西広域連合規約中の規定について、所要の変更を行うものです。

2 変更内容

- (1) 奈良県の「広域防災」(規約第4条第1項第2号)、「広域観光・文化・スポーツ振興」(同項第3号)の2分野への参加から全事務への参加について、必要な規定の変更を行うこととします。(第4条第2号、第8条、別表)

- (2) 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正により、引用している法律名称の変更および外客来訪促進計画の策定主体が都道府県から地方運輸局、都道府県、市町村、DMO等が参加する協議会に変更されたことから、所要の規定整備を行い、規約の変更を行うこととします。

3 スケジュール (案)

- 令和5年11月～12月 構成府縣市議会への規約変更の議案上程
- 令和6年1月 関西広域連合から総務大臣へ規約変更の許可申請

4 関西広域連合規約案 新旧対照表

変更前 (H30.1.4変更許可規約)	変更案
<p>第1条～第3条 省略 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)・(2) 省略 (3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア 省略 <u>イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。)</u>に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの <u>(7) 法第4条(第3項を除く。)</u>に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務 <u>(イ) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務</u></p> <p>ウ～キ 省略 (4)～(9) 省略</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、<u>同項第1号ア(同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。)</u>及び<u>第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを</u>、同項第1号ア(同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。)、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、<u>同項第3号(ア及びイに係る事務に限る。)</u>、第5号(ア及びイに係る事務に限る。)<u>及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第5条～第7条 省略 (広域連合の議会の定数)</p> <p>第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、<u>39人</u>とする。</p> <p>第9条～第21条 省略</p> <p>附則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)・(2) 省略 (3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア 省略 <u>イ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第4条第1項及び第2項に規定する協議会の組織に関する事務</u></p> <p>ウ～キ 省略 (4)～(9) 省略</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、<u>同項第1号ア(同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。)</u>、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、<u>同項第3号ア</u>、第5号(ア及びイに係る事務に限る。)<u>及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第5条～第7条 省略 (広域連合の議会の定数)</p> <p>第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、<u>40人</u>とする。</p> <p>第9条～第21条 省略</p> <p>附則 省略</p>

4 関西広域連合規約案 新旧対照表

別表（第20条関係）			別表（第20条関係）		
経費の区分	負担する構成団体	負担割合	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10	総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
企画調整費 第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難い事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10	企画調整費 第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難い事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費 第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合	事業費 第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第3号ア及びイに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	第4条第1項第3号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
第4条第1項第3号ウからキまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割(文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10分の5	第4条第1項第3号イからキまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割(文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10分の5
第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10)	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10)
第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割(ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10分の10	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割(ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10分の10

4 関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (H30.1.4変更許可規約)
<div data-bbox="172 268 1478 342" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難しいと認められる事務に係る経費にあつては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。 </div> <div data-bbox="172 346 320 378">備考 省略</div>	<div data-bbox="1528 268 2864 342" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難しいと認められる事務に係る経費にあつては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。 </div> <div data-bbox="1528 346 1676 378">備考 省略</div>